

青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する法律（平成15年法律第98号）第2条第4項に規定する特定支障除去等事業（以下「特定支障除去等事業」という。）の実施に起因する風評（以下「風評」という。）の発生の防止等、風評による経済的被害に係る給付金の支給及び風評被害認定委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(風評被害の発生等の防止)

第2条 県は、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業の実施に当たっては、周辺の生活環境の保全に万全を期することにより、風評の発生の防止に努めるものとする。

2 県は、風評が発生したときは、風評による被害の防止に努めるものとする。

(給付金の支給等)

第3条 県は、田子町、八戸市、三戸町、五戸町、名川町、南部町、階上町、福地村、南郷村、百石町、六戸町又は下田町の区域内に住所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体であって、当該区域内において事業を営むものが風評により当該事業活動に係る経済的被害を受けたときは、当該経済的被害の範囲内で青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとする。

2 給付金の支給を受けようとするものは、知事が別に定めるところにより知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による給付金の支給申請があったときは、青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害認定委員会の意見を聴いた上で、給付金の支給の可否を決定しなければならない。

(青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害認定委員会の設置等)

第4条 前条第3項に定めるもののほか、この要綱の施行に関する重要事項を調査審議させるため、青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害認定委員会(以下「認定委員会」という。)を置く。

2 認定委員会は、委員17人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者及び関係団体の役職員のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に知事が定める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月11日から施行する。